

人 材 紹 介 契 約 書

甲 株式会社

乙 株式会社セキュアスタッフ

第7条（本件報酬額の見直し）

1. 丙の入社後に甲と丙が採用決定時に締結した雇用に関する契約に含まれない業務が発生した場合、または本件雇用契約に定めた時間を越えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲、乙および丙は協議の上、新たな賃金額、その他労働条件を再決定し本件雇用契約を変更する。
その結果、再算定後の本件報酬額が従前の額を上回る場合、甲は、乙に対しその差額（以下「追加報酬」という）を支払うものとする。
2. 前項の場合、乙は、本件報酬額の再算定後速やかに、甲に対し追加報酬の請求を行い追加報酬の支払は、前条規定を準用する。

第8条（特命事項）

本書の規定にかかわらず、甲が特別に指名する人材に関し、乙が本件業務を行う場合、特命事項についての本件報酬の発生及び額等に関しては、甲及び乙にてその都度定める。この場合、乙の甲に対する本件業務にかかる費用の前払請求を定めることも妨げられないものとする。

第9条（短期退職時、成功報酬の返還義務）

1. 本件業務により採用された丙が、自己都合又は自己の責に帰すべき事由で入社辞退や6ヶ月以内に退職又は解雇された場合、乙は甲に対し次の基準で本件報酬を返還するものとする。尚、本人が自己都合により退職した場合、甲は乙に対し本人の退職届を提出する事とし、解雇された場合は、その証明となるものを甲は乙に対し提出する事とする。
2. 丙に対する労働条件が本件雇用契約と異なる内容に起因する退職の場合ならびに丙に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に丙が退職した場合には、乙は、甲に成功報酬を返還しないこととする。但し第10条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

- ・ 入社辞退及び入社後1週間未満で退職となった場合：本件報酬の100%補償請求無し
- ・ 入社後1週間以上1ヶ月未満で退職した場合：本件報酬の80%補償し返還する
- ・ 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合：本件報酬の60%補償し返還する
- ・ 入社後3ヶ月以上5ヶ月未満で退職した場合：本件報酬の40%補償し返還する
- ・ 入社後5ヶ月以上6ヶ月未満で退職した場合：本件報酬の20%補償し返還する
- ・ 入社後6ヶ月超えた場合：返還額無し
- ・ 6ヶ月を基準に本件補償及び返還を完了とする。

第10条（不可抗力）

不可抗力とは地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。

第11条（成功報酬の返還の時期）

乙は、丙の退職した日より30日以内に、前条に定めた成功報酬の補償%額を甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により返還するものとする。なお振込手数料は甲の負担とする。